

# JIS

工業用塩酸—第1部：全酸性度の求め方—  
第1節：中和滴定法

JIS K 1310-1-1 : 2000

平成12年7月20日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

## まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が制定した日本工業規格である。

これによってJIS K 1310 : 1959は廃止され、JIS K 1310-1-1~JIS K 1310-4に書き換えられる。

今回の制定は、対応する国際規格に整合させるために、ISO 904 : 1976を基礎として用いた。

JIS K 1310-1-1 : 2000には、次に示す附属書がある。

附属書1(参考) 中和滴定法

附属書2(参考) 試料採取上の注意事項

JIS K 1310 : 2000は、一般名称を“工業用塩酸”として、次の各部によって構成する。

第1部：全酸性度の求め方—第1節：中和滴定法

第1部：全酸性度の求め方—第2節：電位差滴定方法

第2部：密度測定による塩酸含有量の求め方

第3部：鉄含有量の求め方—1, 10-フェナントロリン吸光光度分析方法，電気加熱方式原子吸光分析方法，高周波誘導結合プラズマ発光分光分析方法

第4部：強熱残分の求め方

---

主務大臣：通商産業大臣 制定：平成 12. 7. 20

官報公示：平成 12. 7. 21

原案作成協力者：社団法人 日本化学工業協会

審議部会：日本工業標準調査会 化学部会（部会長 三田 達）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部標準業務課 産業基盤標準化推進室 [〒100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1 Tel. 03-3501-1511(代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

工業用塩酸—第1部： K 1310-1-1 : 2000  
全酸性度の求め方—第1節：  
中和滴定法

Hydrochloric acid for industrial use—  
Part 1 : Determination of total acidity—Section 1 : Titrimetric method

**序文** この規格は、1976年に第1版として発行されたISO 904, Hydrochloric acid for industrial use—Determination of total acidity—Titrimetric methodを基に、技術的内容を変更することなく作成した日本工業規格である。また、**附属書1 (参考)**には、従来、日本工業規格で規定していた内容を記述した。

なお、この規格で点線の下線を施した箇所は、対応原国際規格にない事項である。

1. **適用範囲** この規格は、工業用塩酸の全酸性度の求め方について規定する。

**備考1.** この規格の対応国際規格を、次に示す。

ISO 904 Hydrochloric acid for industrial use—Determination of total acidity—Titrimetric method

2. 試料採取上の注意事項は**附属書2 (参考)**による。

2. **引用規格** 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。この引用規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。

JIS K 8001 試薬試験方法通則

3. **原理** プロモクレゾールグリーンを指示薬として水酸化ナトリウム標準溶液で全酸性度を滴定する。

4. **試薬** 試薬は、次による。

分析には、分析用試薬グレードの試薬とプロモクレゾールグリーンに対して中性である蒸留水又は同等の純度の水を用いる。

a) **水酸化ナトリウム** 1 mol/l水酸化ナトリウム JIS K 8001の(19.)(19.1)によるもの。

b) **プロモクレゾールグリーン** 95 % (vol %)エタノールで1 g/lに調整したもの。

5. **器具** 器具は、次による。

a) **フラスコ** 首の部分の直径が約30 mmで底が平らなもので、容積が約500 mlのフラスコ。

b) **球形ガラスアンプル** 適当な形と内容積の球形ガラスアンプル。例えば、キャピラリー部分の長さが約50 mmで、球形部分の直径が約20 mm(図1を参照)のもの。

c) **コニカルフラスコ** 底が平らなもので、容積が約500 mlのフラスコ。

6. **操作** 操作は、次のとおり行う。

6.1 **サンプル採取方法及びサンプル採取量**